報告第3号

紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和5年紫波町条例第14号)について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第180条第1項及び紫波町長専決条例(昭和46年紫波町条例 第19号)第2条第9号の規定に基づき、令和5年3月31日別紙のとおり専決 処分したから、同法第180条第2項の規定により、報告する。

令和5年6月5日提出

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する 条例

(紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年紫波町 条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正部分」とい う。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「 改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正 部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応 する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(保育の内容)

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号) 第35条に規定する厚生労働 大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業 の特性に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければな らない。

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号) 第35条に規定する内閣総理 大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業 の特性に留意して、保育する乳幼児の心身 の状況等に応じた保育を提供しなければな らない。

正

後

(紫波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正)

第2条 紫波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年紫波町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該 改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を 削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 行 現

改 正 後

(利用定員)

第4条 略

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げ る特定教育・保育施設の区分に応じ、当該 各号に定める小学校就学前子どもの区分ご との利用定員を定めるものとする。ただし 、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子どもの区分にあっては、満1歳に満 たない小学校就学前子ども及び満1歳以上 の小学校就学前子どもに区分して定めるも のとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲

(利用定員)

- 第4条 略
- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げ る特定教育・保育施設の区分に応じ、当該 各号に定める小学校就学前子どもの区分ご との利用定員を定めるものとする。ただし 、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子 どもの区分にあっては、満1歳に満たない 小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学 校就学前子どもに区分して定めるものとす る。
 - (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げ る小学校就学前子どもの区分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小

げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもの区分及び同項 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区 分

(利用申込みに対する正当な理由のない提 供拒否の禁止等)

第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及 び当該特定教育・保育施設を現に利用して いる法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数が、当該特定教育・保育施 設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員の総数 を超える場合においては、抽選、申込みを 受けた順序により決定する方法、当該特定 教育・保育施設の設置者の教育・保育に関 する理念、基本方針等による選考その他公 正な方法(第4項において「選考方法」と いう。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子 どもの数及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している法第19条第1項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもの総数が、 当該特定教育・保育施設の法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子 どもの区分に係る利用定員の総数を超える 場合においては、教育・保育給付認定によ り、保育の必要の程度及び家族等の状況を 勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め られる教育・保育給付認定子どもが優先的 に利用できるよう、選考するものとする。

4 及び 5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

保育所に限る。以下この項において同じ。

学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小 学校就学前子どもの区分及び同条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分

(利用申込みに対する正当な理由のない提 供拒否の禁止等)

第6条 略

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該 特定教育・保育施設を現に利用している同 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもの総数が、当該 特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校 就学前子どもの区分に係る利用定員の総数 を超える場合においては、抽選、申込みを 受けた順序により決定する方法、当該特定 教育・保育施設の設置者の教育・保育に関 する理念、基本方針等による選考その他公 正な方法(第4項において「選考方法」と いう。)により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの 数及び当該特定教育・保育施設を現に利用 している同条第2号又は第3号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給 付認定子どもの総数が、当該特定教育・保 育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利用定員の 総数を超える場合においては、教育・保育 給付認定により、保育の必要の程度及び家 族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 が高いと認められる教育・保育給付認定子 どもが優先的に利用できるよう、選考する ものとする。

4 及び 5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は 2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同じ。

)は、法<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子どもに係る当該特定教育 ・保育施設の利用について児童福祉法第24 条第3項(同法附則第73条第1項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。)の 規定により町が行う調整及び要請に対し、 できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2 及び3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育において 提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、 その教育・保育給付認定保護者及び当 該教育・保育給付認定保護者と同一の 世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定 める金額未満であるものに対する副食 の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども 77,101円

)は、法<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る当該特定教育・保育 施設の利用について児童福祉法第24条第3 項(同法附則第73条第1項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)の規定により より町が行う調整及び要請に対し、できる 限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育において 提供される便宜に要する費用のうち、次に 掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認 定保護者から受けることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。) に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、 その教育・保育給付認定保護者及び当 該教育・保育給付認定保護者と同一の 世帯に属する者に係る市町村民税所得 割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定 める金額未満であるものに対する副食 の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 77,101円

- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども(特定満3歳 以上保育認定子どもを除く。イ(イ) において同じ。) 57,700円(令第 4条第2項第6号に規定する特定教 育・保育給付認定保護者にあっては 、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、 負担額算定基準子ども又は小学校第3 学年修了前子ども(小学校、義務教育 学校の前期課程又は特別支援学校のに 学部の第1学年から第3学年までに 籍する子どもをいう。以下イにおいる 場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める 者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども又は小学校第3学年修了 前子ども(そのうち最年長者及び2 番目の年長者である者を除く。)で ある者
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども 負担額算定 基準子ども(そのうち最年長者及び 2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該 各号に定めるものにより、小学校就学前子 どもの心身の状況等に応じて、特定教育・ 保育の提供を適切に行わなければならない
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)第25条の規定

- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもを除く。イ(イ)におい て同じ。) 57,700円(令第4条第 2項第6号に規定する特定教育・保 育給付認定保護者にあっては、 77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、 負担額算定基準子ども又は小学校第3 学年修了前子ども(小学校、義務教育 学校の前期課程又は特別支援学校の 学部の第1学年から第3学年までに 籍する子どもをいう。以下イにおいて 同じ。)が同一の世帯に3人以上なる 場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める 者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 負担額算定基準子 ども又は小学校第3学年修了前子ど も(そのうち最年長者及び2番目の 年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども 負担額算定基準子 ども(そのうち最年長者及び2番目 の年長者である者を除く。) である 者

ウ略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該 各号に定めるものにより、小学校就学前子 どもの心身の状況等に応じて、特定教育・ 保育の提供を適切に行わなければならない
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育 法(昭和22年法律第26号)第25条第1項

による文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定による保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。以下 この号において同じ。)及び時間並びに 提供を行わない日

(5)~(11) 略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法<u>第19条第1</u>項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用保育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用保育を、施設型

の規定による文部科学大臣が定める幼稚 園の教育課程その他の教育内容に関する 事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定による保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる 施設の運営についての重要事項に関する規程 (第23条において「運営規程」という。
 -)を定めておかなければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員を定めている施 設にあっては、学期を含む。以下この号 において同じ。)及び時間並びに提供を 行わない日

(5)~(11) 略

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型

給付費には特例施設型給付費(法第28条第 1項の特例施設型給付費をいう。次条第3 項において同じ。)を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第 2項を除く。)の規定を適用する。この場 合において、第6条第2項中「特定教育・ 保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る 。以下この項において同じ。)」とあるの は「特定教育・保育施設(特別利用保育を 提供している施設に限る。以下この項にお いて同じ。)」と、「法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」とあるのは「 法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども」と、「法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に 係る利用定員の総数」とあるのは「法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に規定 する額」とあるのは「法第28条第2項第2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とある のは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とある のは「教育・保育給付認定子ども(特別利 用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19</u>条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど

給付費には特例施設型給付費(法第28条第 1項の特例施設型給付費をいう。次条第3 項において同じ。)を、それぞれ含むもの として、前節(第6条第3項及び第7条第 2項を除く。)の規定を適用する。この場 合において、第6条第2項中「特定教育・ 保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る 。以下この項において同じ。)」とあるの は「特定教育・保育施設(特別利用保育を 提供している施設に限る。以下この項にお いて同じ。)」と、「同号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子ども」とあるのは「同号又は同条第2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」と、第13条第 2項中「法第27条第3項第1号に規定する 額」とあるのは「法第28条第2項第2号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用保 育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利用 保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育

もに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する 。この場合において、第6条第2項中「利 用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもの数」とあるの は「利用の申込みに係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と 、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数」とあるのは「法第19条第 1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数」と、第13条第2項中「法第27 条第3項第1号に規定する額」とあるのは 「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の額」と、 同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給 付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を 含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者 を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育

- ・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用する 。この場合において、第6条第2項中「利 用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる 小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる 小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子どもの総数」とあるのは「 同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数」と、「の同号」とあるのは「 の同条第1号」と、第13条第2項中「法第 27条第3項第1号に規定する額」とあるの は「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と 、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者 を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用教育を受ける 者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業を行う事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校育事業を行う事業所にあって運営に関する基準を保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その展用する労働者の監護する小学校就学前子を保育するため当該事業所内保育事業を

事業を自ら施設を設置して行う事業主に係 る当該小学校就学前子ども(当該事業所内 保育事業が、事業主団体に係るものにあっ ては事業主団体の構成員である事業主の雇 用する労働者の監護する小学校就学前子ど もとし、共済組合等(児童福祉法第6条の 3 第12項第1号ハに規定する共済組合等を いう。) に係るものにあっては共済組合等 の構成員(同号ハに規定する共済組合等の 構成員をいう。) の監護する小学校就学前 子どもとする。)及びその他の小学校就学 前子どもごとに定める法第19条第1項第3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用 定員とする。)を、満1歳に満たない小学 校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学 前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込み に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもの数及び特定地域型保育事 業所を現に利用している満3歳未満保育認 定子ども (特定満3歳以上保育認定子ども を除く。以下この章において同じ。)の総 数が、当該特定地域型保育事業所の法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数を超える場 合においては、教育・保育給付認定により 、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的に 利用できるよう、選考するものとする。

3 及び4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉 施設の設備及び運営に関する基準第35条の 規定による保育所における保育の内容につ いて厚生労働大臣が定める指針に準じ、そ れぞれの事業の特性に留意して、小学校就 学前子どもの心身の状況等に応じて、特定 地域型保育の提供を適切に行わなければな らない。

(定員の遵守)

の定員を超えて特定地域型保育の提供を行

自ら施設を設置して行う事業主に係る当該 小学校就学前子ども(当該事業所内保育事 業が、事業主団体に係るものにあっては事 業主団体の構成員である事業主の雇用する 労働者の監護する小学校就学前子どもとし 、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12 項第1号ハに規定する共済組合等をいう。) に係るものにあっては共済組合等の構成 員(同号ハに規定する共済組合等の構成員 をいう。) の監護する小学校就学前子ども とする。)及びその他の小学校就学前子ど もごとに定める法第19条第3号に掲げる小 学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子ど もと満1歳以上の小学校就学前子どもに区 分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込み に係る法第19条第3号に掲げる小学校就学 前子どもの数及び特定地域型保育事業所を 現に利用している満3歳未満保育認定子ど も (特定満3歳以上保育認定子どもを除く 。以下この章において同じ。)の総数が、 当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、教育・保 育給付認定により、保育の必要の程度及び 家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要 性が高いと認められる満3歳未満保育認定 子どもが優先的に利用できるよう、選考す るものとする。

3及び4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉 施設の設備及び運営に関する基準第35条の 規定による保育所における保育の内容につ いて内閣総理大臣が定める指針に準じ、そ れぞれの事業の特性に留意して、小学校就 学前子どもの心身の状況等に応じて、特定 地域型保育の提供を適切に行わなければな らない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員 | 第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員 を超えて特定地域型保育の提供を行っては ってはならない。ただし、年度中における 特定地域型保育に対する需要の増大への対 応、法第46条第5項に規定する便宜の提供 への対応、児童福祉法第24条第6項に規定 する措置への対応、災害、虐待その他のや むを得ない事情がある場合は、この限りで ない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第 1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し 特別利用地域型保育を提供する場合には、 法第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合に は、当該特別利用地域型保育に係る法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもの 数及び特定地域型保育事業所を現に利用し ている法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども (次条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあっては 当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)の総数が、第37条第2項の規定 により定められた利用定員の数を超えない ものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、地域型保育給付費を第3項において、第40条第2項を除き、前条において、第40条第2項を除き、前条において、第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において、第39条第2項中「利用の時込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「

ならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u> 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに対し特別利 用地域型保育を提供する場合には、法第46 条第1項に規定する地域型保育事業の認可 基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する法第19 主は、当該特別利用地域型保育に係る法第19 条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用とども変いる同条第3号に掲げる小学校認定子どもであるに表第1項の規定により特定利用地域型保育の規定にあって法第19条第2号にある法第19条第2号にある法第19条第2号にある法第19条第2号にある法第19条第2号にある法数が高37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において本第13条を除る。)、第17条から第19条まで(第40条第2項を除き、前条において本第13条を除く。)、第17条から第19条まであり、第33条までを含む。次第23条から第33条までを含む。次第23条から第33条までを含む。次第39条第2項中「利用での場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の

利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「 満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この章にお いて同じ。)」とあるのは「法第19条第1 項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も (第52条第1項の規定により特定利用地 域型保育を提供する場合にあっては、当該 特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「教育・保育給付認定により 、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的に 利用できるよう、」とあるのは「抽選、申 込みを受けた順序により決定する方法、当 該特定地域型保育事業者の保育に関する理 念、基本方針等による選考その他公正な方 法により」と、第43条第1項中「教育・保 育給付認定保護者」とあるのは「教育・保 育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 対象となる法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付認定 保護者を除く。)」と、同条第2項中「法 第29条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と 、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とあるの は「前2項」と、「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用及び食事の提供(第13条第 4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前各 項」とあるのは「第2項から第4項まで」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第 1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子どもに対し 特定利用地域型保育を提供する場合には、 法第46条第1項に規定する地域型保育事業 の認可基準を遵守しなければならない。

申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保 育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子 どもを除く。以下この章において同じ。) 」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども (第52条第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に あっては、当該特定利用地域型保育の対象 となる法第19条第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもを含む。)」と、「同号」とあるのは 「同条第3条」と、「教育・保育給付認定 により、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと 認められる満3歳未満保育認定子どもが優 先的に利用できるよう、」とあるのは「抽 選、申込みを受けた順序により決定する方 法、当該特定地域型保育事業者の保育に関 する理念、基本方針等による選考その他公 正な方法により」と、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教 育,保育給付認定保護者(特別利用地域型 保育の対象となる法第19条第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付認定 保護者を除く。)」と、同条第2項中「法 第29条第3項第1号に掲げる額」とあるの は「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額」と 、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とあるの は「前2項」と、「掲げる費用」とあるの は「掲げる費用及び食事の提供(第13条第 4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前各 項」とあるのは「第2項から第4項まで」 とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第</u>2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に より特定利用地域型保育を提供する場合に は、当該特定利用地域型保育に係る法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子どもの 数及び特定地域型保育事業所を現に利用し ている法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども(前条第1項の規定により特別 利用地域型保育を提供する場合にあっては 当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)の総数が、第37条第2項の規定 により定められた利用定員の数を超えない ものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合 には、特定利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、本章の規定を適用す る。この場合において、第43条第1項中「 教育・保育給付認定保護者」とあるのは「 教育・保育給付認定保護者(特定利用地域 型保育の対象となる法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上 保育認定子どもに限る。)に係る教育・保 育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額 」とあるのは「法第30条第2項第3号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」 とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項 第2号に規定する満3歳以上保育認定子ど もをいう。)に係る第13条第4項第3号ア 又はイに掲げるものを除く。) に要する費 用」とする。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する法第19 条第2号に掲げる小学校就学前子どの数では、当該特定利用地域型保育的子どもを含むる教育・保育等がで現に対している。 一条第3号に掲げるがで表がですがでいるに表第1項の規定にあったが設定子ともを含む。 型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子とはもいるが表がである法第19条第1号に掲げる小学校就学前子となるは第19条第1号に表する教育となるとなるといものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合 には、特定利用地域型保育を、地域型保育 給付費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、本章の規定を適用す る。この場合において、第43条第1項中「 教育・保育給付認定保護者」とあるのは「 教育·保育給付認定保護者(特定利用地域 型保育の対象となる法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認 定子どもに限る。) に係る教育・保育給付 認定保護者に限る。)」と、同条第2項中 「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第30条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額 」と、同条第4項中「掲げる費用」とある のは「掲げる費用及び食事の提供(特定利 用地域型保育の対象となる特定満3歳以上 保育認定子どもに対するもの及び満3歳以 上保育認定子ども (令第4条第1項第2号 に規定する満3歳以上保育認定子どもをい う。)に係る第13条第4項第3号ア又はイ に掲げるものを除く。) に要する費用」と する。

(紫波町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 紫波町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成26年紫波町条例第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該

改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を 削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(保育の必要性の認定の基準)	(保育の必要性の認定の基準)
第2条 町長は、小学校就学前子どものうち	第2条 町長は、小学校就学前子どものうち
、その保護者のいずれもが次の各号のいず	、その保護者のいずれもが次の各号のいず
れかの事由に該当するものを法 <u>第19条第1</u>	れかの事由に該当するものを法 <u>第19条第2</u>
<u>項第2号又は第3号</u> に掲げる小学校就学前	<u>号又は第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども
子どもとする。	とする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。